

監査委員公表第3号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和2年12月28日
付けで公表した定期監査の結果に基づき、海田町長から措置を講じた旨
の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和3年2月19日

海田町監査委員

永海房雄

海田町監査委員

前田勝男

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	定期監査	
監査実施期間	令和2年12月14日	
措置を講じた部署	建設部	
所管課等	【指摘事項等】	【措置内容】
都市整備課	調定漏れ，調定科目誤りが見受けられたので，十分確認の上，事務処理されたい。	確認体制を強化し，事務の改善に努めます。
都市整備課	砂走公園フェンス修繕工事について，当初予算に計上しているにもかかわらず，未執行となっている。子どもたちが利用する場所でもあり，事故につながる恐れがあることから，緊急性が高く，早い時期に発注すべきであった。工事の発注時期について，十分留意されたい。	施工の優先順位を見直し，緊急性の高いものから施工するよう，改めます。
都市整備課	海田総合公園せせらぎ広場ステージ改修工事について，令和2年8月19日に完成通知書が提出され，同年9月2日に完了検査を行っている。海田町建設工事執行規則（平成22年海田町規則第19号）第42条第2項には，「完成通知を受けた日から14日以内に工事の完成を確認するための検査を完了し，検査調書を作成するとともに，検査の結果を受注者に通知する。」となっているにもかかわらず，本工事の検査日は14日を経過してい	ご指摘のとおり，今後は工事に係る諸規程を遵守し，速やかに完了検査を行ってまいります。

	<p>る。今後、このようなことがないよう工事に係る諸規程を遵守されたい。</p>	
建設課	<p>行政財産使用料について、調定漏れがあったため、調定日を遡って処理していた事例が見受けられた。使用許可後速やかに調定するよう留意されたい。</p>	<p>指摘のとおり事務を改めます。</p>
建設課	<p>飯之山里道復旧工事について、埋戻しに現地の残土を利用する予定であったが、土質が悪く利用できなかったことから、購入することに変更する設計変更協議を10月14日に行った。これに伴い2,525,600円増額する変更契約を工期末直前の10月29日（工期末は10月30日）に締結しているが、増額する金額が当初の契約金額の約3分の1となることから、設計変更協議が整った時点で速やかに設計変更を行い、変更契約を締結すべきであった。</p>	<p>土木工事では、現地の状況等に応じて、適宜設計内容の変更を行い、工事の進捗を図る必要が頻繁に発生するため、設計内容の変更に当たっては、協議簿や指示書により受注者に指示し、工期末に一括して精算を行っております。</p> <p>設計変更に伴う契約変更は、県の「設計変更に伴う契約変更基準」を準用し、契約変更の手続きは、その必要性が生じた都度、遅滞なく行いますが、軽微な設計変更に伴う場合は、工期の末までに行うことをもって足りるとされております。</p> <p>軽微な設計変更とは、変更金額が当初契約額の3割又は3,000万円以下（ただし、当初契約額の3割相当が900万円以下の場合は、900万円まで増額できる。）と定めております。</p> <p>当該工事は、3割が900万円以下のため、900万円</p>

		<p>まで増額可能であり，工期未までに精算を行ったものですが，ご指摘の点を踏まえ，今後，対応について検討してまいります。</p>
上下水道課	<p>公共下水道の供用開始から3年以内に水洗便所への改造を行っていない世帯に対する働きかけは，戸別訪問や文書の送付等により行っていることであるが，より積極的な取組を行い，接続率の向上に努められたい。</p>	<p>現状では，未接続世帯に対する接続啓発から，接続に期間を要する世帯について延期届等を徴取し，経過を見守り段階的な啓発を続けています。</p> <p>さらに積極的な取組として，下水道法第11条の3に規定する改造命令があるが，罰則規定等の不利益を伴う行政行為であるため，実施には慎重に検討のうえ判断してまいります。</p>
上下水道課	<p>公共下水道特別会計において，令和元年度決算の繰越額確定に係る起案について，金額が297,200円であったことから，事務処理決裁規程に基づいて課長決裁で処理していたが，繰越額確定は決算事務の一環であることから，町長決裁とすべきであった。</p>	<p>財政課と協議のうえ，ご指摘の案件については，海田町事務処理決裁規程第5条第2項第24号に規定する町長の決裁に係るその他重要事項として，今後金額に関わらず町長決裁を仰ぐものとし，また，今後の町の方針として統一を図るべく，財政課から関係各課への通達を依頼しました。</p>

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	定期監査	
監査実施期間	令和2年12月16日	
措置を講じた部署	海田町水道事業	
所管課等	【指摘事項等】	【措置内容】
上下水道課 (水道事業)	<p>水道料金の滞納者に対する滞納整理事務について、①督促、②再督促、③催告、④再催告、⑤停水予告、⑥停水日通知、⑦給水停止の順で対応しているとのことであるが、水道料金滞納整理事務取扱要綱（昭和61年12月6日告示第56号）には、①督促、②催告、③停水予告、④停水日通知、⑤給水停止の順で対応するよう定められていることから、要綱に従って対応されたい。</p>	<p>これまでの滞納整理における取組において、徐々に給水停止執行までの期間を短縮し、改善を重ね、現行では当初納期限から6月後に停水する工程となっています。しかし、ご指摘のとおり未だ要綱との整合が取れず、現行の工程が最も効率的・効果的であると判断しているため、要綱を現工程に沿うよう改めます。</p> <p>なお、左記②以降の通知は総じて催告文書に分類され、催告行為自体に時効中断等の法的効力は生じず、法的問題は無いものと解釈されています。</p>